



村岡地区水害避難所変更のお知らせ

1 村岡地区の水害避難所一部変更について

本市では、大雨による水害や土砂災害等から身を守るための避難場所を「水害避難所」として指定しています。この度、地域の方のご意見や、現在指定している水害避難所の立地条件等を踏まえ、2017年(平成29年)4月1日に、村岡地区の水害避難所を一部変更しました。

2 変更となった水害避難所について

今回の変更により、次のとおり水害避難所が変更となりました。2017年(平成29年)4月1日以降は、避難に関する情報が発令された際に、変更後の水害避難所が開設されます。変更となった水害避難所と合わせて、最寄りの水害避難所もご確認ください。(4 村岡地区水害避難所一覧をご参照ください。)

(1) 宮前町内会館
(宮前561)

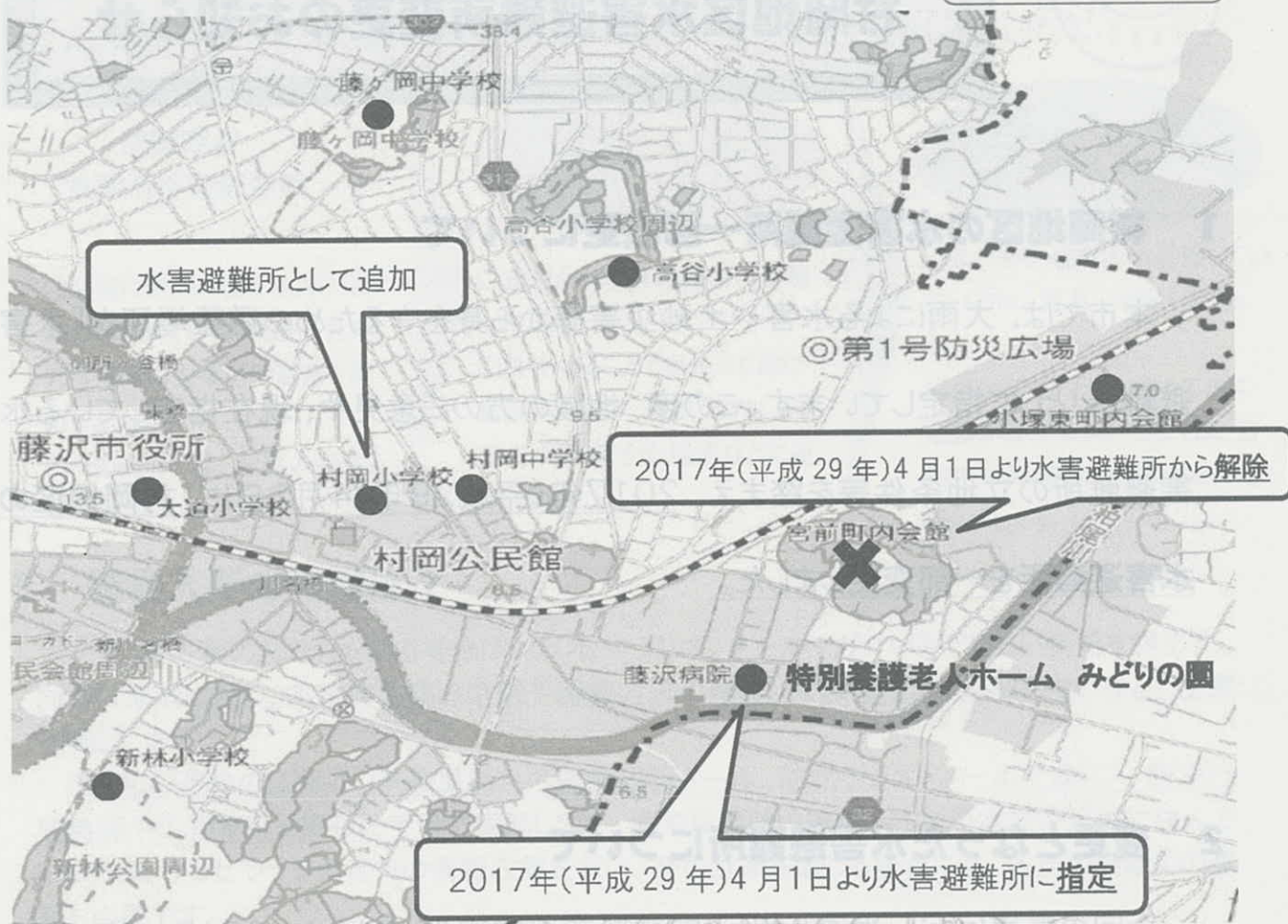
2017年(平成29年)
4月1日より変更

特別養護老人ホーム みどりの園
(小塚370-1)

(2) 村岡小学校(弥勒寺1-16-1) ※水害避難所として新規に追加となります。

3 水害避難所の場所について

● 水害避難所



※ふじさわ防災ナビ～みんなの防災・オーダーメイドの災害対応編～(2016年(平成28年)9月)より抜粋。一部加工しています。

4 村岡地区水害避難所一覧

村岡 (8ヶ所)	村岡公民館	弥勒寺 1-7-7
	新林小学校	川名 400
	村岡小学校	弥勒寺 1-16-1
	高谷小学校	高谷 9-1
	村岡中学校	弥勒寺 2-1-27
	藤ヶ岡中学校	藤ヶ岡 3-18-1
	特別養護老人ホーム みどりの園	小塚 370-1
	小塚東町内会館	小塚 41-21

※網掛けをしている施設が、今回の変更に伴い水害避難所として指定した施設です。



水害避難所をご存じですか？

1 水害避難所とは？

大雨による水害や土砂災害等から身を守るための避難場所です。藤沢市では、各地区の市民センターや公民館、市立の小・中学校(一部を除く)などの公共施設等を水害避難所として指定しています(※1)。

2 避難する際は？

身に危険を感じた場合や避難に関する情報が発令された際には、自らの身を守るために、水害避難所への早めの避難など、適切な避難行動をお願いします。特に、風雨が激しくなってからの避難や日没後の暗くなってからの避難は危険です。

3 日ごろの準備は？

台風や大雨などにより水害が発生もしくは発生する恐れがある場合に備えて、普段から最寄りの水害避難所の確認をお願いします。また、水害時に藤沢市が発令する避難に関する情報等についての説明を次ページに掲載しておりますので、併せてご参照ください。

風水害は、事前に備えることができるんだ！
事前にしっかり備えて、風水害が発生しそうなときは、必ず早めに安全な場所に避難しよう！



4 藤沢市が水害時に発令する主な避難情報は？

人的被害が発生する可能性が高まった場合、以下の避難情報を発令します(※2)。

避難準備・ 高齢者等避難開始

- ☐ 避難に時間を要する人(ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難を開始しましょう。
- ☐ その他の人は、避難の準備を整えましょう。

避難勧告

- ☐ 速やかに水害避難所へ避難しましょう。
- ☐ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所などに避難しましょう。

避難指示 (緊急)

- ☐ まだ水害避難所へ避難していない方は、緊急に避難しましょう。
- ☐ 外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内のより安全な場所などに避難しましょう。

5 情報入手の方法は？

まず、風水害のおそれがある場合は、テレビやラジオ、メールマガジン等で正しい情報を得ます。同時に地域に対し、非常持出袋の準備や連絡方法の確認、危険箇所には立ち寄らないなど、注意を喚起します。

市からの避難の広報は、携帯電話への緊急速報メール、防災ラジオ、メールマガジン、防災行政無線や広報車など複数の手段で実施します。雨や風が強い場合、洪水浸水想定区域に住んでいる方は、テレビやラジオ等での情報収集を行い、身の危険を感じる場合には、各自の判断での避難も必要です。

避難準備・高齢者等避難開始が発表された場合は、浸水のおそれがある地域にお住まいで、一人で避難できない方がいる場合は、可能な範囲でその避難を支援しましょう。

※1 水害避難所は河川氾濫等による浸水害や大雨による土砂災害などから身を守るための施設であり、浸水想定区域や地形等を考慮し、指定を行なっています。

水害避難所のほかにも、災害の種別に応じて、地震等で自宅を失った方が一定期間避難生活を送るための「避難施設」などの指定を行っています。また、1つの施設が避難施設と水害避難所を兼ねる場合があります。一方で、避難施設の中には水害避難所としては指定されていない施設や水害避難所のみの指定となっている施設もありますのでご注意ください。

※2 災害の状況に応じて発令を行うため、必ずしも順に発令されるとは限りませんのでご注意ください。

◎本資料に関するお問い合わせ先

藤沢市防災安全部危機管理課

または村岡公民館

TEL:0466-25-1111(代表) 内線 8516

FAX:0466-50-8401

TEL:0466-23-0634

(2017年(平成29年)6月現在)